

安全のしおり



令和8年2月1日
通算第363号
安全・適正就業委員会

【安全は無理せず焦らず 油断せず】・【高齢者 自信過剰は 事故のもと】

■ 道路交通法の一部改正について(令和8年4月1日 施行)

令和8年4月に自転車に関する道路交通法が一部改正されます。自転車の交通違反に「交通反則通告制度」(通称:青切符)が導入され、これまで警告や指導にとどまっていた違反行為に対し、罰則金が科せられるようになります。

対象となる自転車の違反行為の一例ですが、

- | | |
|-------------------------|-------------|
| ▼携帯電話使用等(保持) | ▼信号無視 |
| ▼通行区分違反(歩道通行、右側通行等) | ▼無灯火 |
| ▼遮断踏切立入り | ▼一時不停止 |
| ▼制御装置(ブレーキ)不良 | ▼二人乗り、横並び運転 |
| ▼イヤホン使用 ※必要な音が聞こえない等の場合 | ▼傘差し運転 |

反則金は違反の程度によって異なりますが、3,000円~12,000円が科され、反則金を納付することで刑事手続きが免除されます。なお、酒気帯び運転のような重大な違反や悪質なケースは「赤切符」が適用され、刑事手続き(罰金や懲役刑 拘禁刑など)へと進むこととなります。この新しい制度の内容を理解し、ルールを守って安全運転を心がけましょう。

■ 講習会のお知らせ

安全・適正就業勉強会

日時	令和 8年 2月 27日(金) 午後 1時 15分 ~ 午後 2時 30分 予定
場所	野田市勤労青少年ホーム 2階 講習室 『体験(ヒヤリハット等)の意見交換等』
内容	日頃、就業中や就業途上において、危険な目に遭いそうになった経験があると思います。そのようなことについて、皆さんと一緒に考えて行こうと思います。 今回は、同一の就業を5年以内行っている会員さんを対象とします。
定員	10名予定 (定員になった場合は抽選)

申込み先

野田事務所 TEL 7125-2300

関宿連絡所 TEL 7196-2558

■ 重篤、重症事故防止対策について "高齢者 自信過剰は 事故のもと"

先月のしおりでもお知らせいたしましたが、千葉県シルバー人材センター連合会より、県内のシルバー人材センターにおいて重篤、重症事故が発生し、事故防止対策の周知、注意喚起の依頼がありました。

内容は、重篤事故:植木剪定作業における転落・落下による死亡事故、重傷事故:除草作業における刈払機による右足膝下切断事故です。

植木剪定作業における 転落・落下事故対策

- ・脚立の天板・最上段には上がらない
- ・安全带・安全帽の着用
- ・無理な姿勢で作業をしない
- ・丈夫な構造のものを使用

除草作業における 切創・強打等事故対策

- ・作業者同士は半径10m以上、他の人は半径15m以上離れて作業をする
- ・斜面での作業は、危険を避けるため下から上へ横に進んで作業をする
- ・遠回りであっても安全な道を歩くこと

なお、他の業務におきましても、安全第一の心掛け、慌てず・急がず、作業に合った服装・保護具の着用加齢による諸機能の低下の認識、作業場所の整理整頓、ヒヤリハットを無視しないなど事故に注意して就業をお願いいたします。万が一事故が発生した場合は、早めにセンターにご連絡ください。